岩見沢市立学校給食共同調理所調理等業務 公募型プロポーザル実施要領

1　趣旨

岩見沢市（以下「市」という。）では、「日本一安全安心で子どもたちに喜ばれる学校給食」の目標達成に向け、平成 30 年 1 月から新たな学校給食共同調理所の運用を開始し、調理等業務を民間事業者に委託してきた。

本要領は、本年度末をもって契約期間が満了する同業務の受託事業者を募集するに当たり、民間事業者の優れた経営能力や技術力を活用し、業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型プロポーザル方式により公平かつ公正に事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2　業務概要

(1) 業務名

岩見沢市立学校給食共同調理所調理等業務（以下「本業務」という。）

(2) 対象施設等（令和８年５月１日現在）

名称	岩見沢市立学校給食共同調理所
位置	岩見沢市緑が丘５丁目 102 番地４
建築年	平成 29 年 11 月
建築面積	5,085 ㎡（1 階 3,523 ㎡、2 階 1,562 ㎡）
調理食数	4,974 食／日
給食提供校	小学校 13 校、中学校８校、義務教育学校１校　計 22 校

(3) 業務の内容（詳細は仕様書を参照）

ア　調理業務（主食〔米飯〕）及び副食並びにアレルギー対応食等）
イ　食材の受入れ、検収及び在庫管理業務
ウ　保存用食材の管理業務
エ　配缶業務
オ　食器、食缶、調理器具等の洗浄・消毒・保管業務
カ　調理施設、設備の清掃・消毒・点検業務
キ　残さい等処理業務
ク　ボイラー等運転管理業務
ケ　降雪期の施設維持管理業務
コ　施設内の清掃等業務全般
サ　配送業者への衛生指導
シ　その他、市と協議のうえ実施する業務

なお、以下の業務は、本業務に含まない。

献立作成業務、食材の決定及び調達業務、給食費徴収業務、給食の配送・回収業務、計画的な施設・設備の更新及び修繕業務

(4) 業務期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで（5 年間）

※本業務は、地方自治法第 234 条の３の規定による長期継続契約を予定している。この場合、プロポーザルによる事業者の決定後においても令和9年度岩見沢市一般会計のうち本業務に係る予算が議決されなかったときには、本件の契約を解除し、又は契約を行わないことがある。

また、契約締結日の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、市は、この契約を解除することができる。

これらの場合において、本業務の受託者は、解除による損害の賠償を請求することができ

ないものとする。

3　参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、契約期間において業務を遂行する能力を有し、かつ次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 参加希望者、参加希望者の役員または参加希望者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 本要領配付開始日以降、岩見沢市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 租税等に滞納がないこと。

(6) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

(7) 共同事業体で参加申込する場合においては、共同事業体の代表事業者が資格者名簿に登録されていること。

なお、資格者名簿に登録されていない場合、次に掲げる書類を参加申込書提出期限までに提出しなければならない。

・履歴事項全部証明書（法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。発行日から 3 か月を超えないもの）

(8) 法人格を有し、北海道内に本社、支社、営業所、事業所のいずれかを実体として有していること。

(9) 文部科学省が作成した「学校給食衛生管理基準」に基づく小学校及び中学校等を対象とした学校給食の受託実績を 3 年以上有していること。又は、厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上の提供実績を 3 年以上有していること。

(10) 上記の(7)から(9)までの条件を満たしている履行保証人を確保できること。

(11) 参加表明時点において、過去 3 年間に学校給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）関係法令による行政処分等の措置を受けた者でないこと。

(12) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して 2 年を経過していない者でないこと。

4　本委託業務に係る参考価格（契約に係る予定価格ではない。）

868,500,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税 10%を除く 5 年間の総額）

5　スケジュール

項　目	日　程
実施要領等の公表、配付	令和 8 年 11 月 4 日（水）
参加表明及び企画提案に係る質問期間	令和 8 年 11 月 5 日（木）～11 月 13 日（金）
質問に対する回答	現地見学会にて説明
参加表明書提出期限	令和 8 年 11 月 20 日（金）午後 4 時
現地見学会申込期限	令和 8 年 11 月 13 日（金）

現地見学会	令和8年11月17日（火）午後3時
参加資格審査結果の通知期限	令和8年11月26日（木）
企画提案書等及び辞退届の提出期限	令和8年12月9日（水）午後4時
プレゼンテーションの実施	令和8年12月22日（火）（予定）
選定結果の通知・公表	令和8年12月下旬以降（予定）

６　参加方法

(1) 参加表明書及び資料等の入手方法

参加表明書その他公募に係る資料・様式は、当市ホームページで公表するので、各自ダウンロードのうえ使用すること。

①実施要領（本書）、②提出様式（第1号～第11号）、③仕様書、④共同調理所平面図

(2) 参加表明及び企画提案に関する質疑

ア　公募型プロポーザル質問書（様式第1号）を作成のうえ電子メールにより提出するとともに、到達確認の電話連絡をすること（送信先及び連絡先は「12」参照）。※電話及び口頭等による質問への個別対応は行わない。

イ　受付期間は、令和8年11月5日（木）～11月13日（金）

ウ　質問に対する回答は、令和8年11月17日（火）午後3時実施の現地見学会において行う。

(3) 参加表明手続

参加希望者は、次項の現地見学会に参加するとともに、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。なお、提出期限までに参加表明書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

ア　提出書類

(ｱ) 参加表明書（様式第3号）

※必要な添付書類は様式を確認すること。

(ｲ) 共同事業体申請書（様式第9-1号）及び共同事業体連絡先一覧（様式第9-2号）

※共同事業体により参加する場合に提出すること。

(ｳ) 承諾書（兼履行保証人資格審査申請書）（様式第4号）

※必要な添付書類は様式を確認すること。

(ｴ) 誓約書（様式第10号）

イ　提出方法　「公募型プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持参または送付（書留等発送の事実を証することができる方法とし、提出期限必着とする。）により提出すること。

ウ　提出部数　各1部

エ　提出期限　令和8年11月20日（金）午後4時

オ　提出先　「12」を参照

(4) 現地見学会

現地見学会を希望する事業者は、現地見学会参加申込書（様式第2号）を令和8年11月13日（金）までに電子メールにより提出すること。

ア　実施日時　令和8年11月17日（火）午後3時

イ　実施場所　岩見沢市緑が丘5丁目102番地4　岩見沢市立学校給食共同調理所

ウ　出席者　1事業者につき2名まで

エ　その他注意事項

(ｱ) 見学の際は、共同調理所職員の指示に従うこと。

(ｲ) 衛生管理の観点から、見学会の２週間前までに実施した検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、0157 等の腸管出血性大腸菌、ノロウイルス）において「陰性」を確認できている者に限る。当日は検査結果の証明書（写し可）を持参すること。

(ｳ) 出席者が着用する白衣、靴、帽子、マスク等は、原則として施設側で準備したものを使用すること。

(ｴ) 体調不良（発熱や咳など）の症状がある場合、または当日の受付時の検温で 37.5℃以上の発熱が確認された場合は、参加を見合わせること。

(5) 参加資格要件の審査

提出された書類に基づき、「**3**」に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、令和８年 11 月 26 日（木）までに審査結果及び企画提案書等提出要請の旨を電子メールで通知する。

参加資格がないと認められた者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して５日（土・日曜日、祝日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日以内に書面により回答するものとする。

(6) 辞退

参加表明書を提出した後に辞退する場合は、企画提案書等提出期限までの間に参加辞退届（様式第５号）を持参、郵送または電子メールにより提出すること。

7　企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書等の提出

企画提案書等提出要請の通知を受けた事業者（以下「参加者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、提出すること。なお、１参加者につき１提案とする。

ア　提出書類

No.	書　類　名	様　式
1	企画提案書（表紙）	様式第６号
2	事業者の概要　１事業者の概要 ２学校給食調理等業務の受託実績	様式第 7-1 号 様式第 7-2 号
3	学校給食に対する基本的な考え方	任意様式
4	調理等作業及び洗浄体制	
5	現場管理体制	
6	衛生管理体制	
7	危機管理体制	
8	調理等の業務実施体制	
9	委託料概算見積　見積書 経費の積算根拠 人件費積算内訳	様式第 8-1 号 様式第 8-2 号 様式第 8-3 号
10	共同事業体申請書	様式第 9-1 号
11	共同事業体協定書	任意様式
12	共同事業体連絡先一覧	様式第 9-2 号
13	委任状	任意様式

※No.3～8 は任意様式とし、A4 縦・各２枚以内とする。

※No.10～13 は、共同事業体による応募の場合に提出すること。

イ　提出部数　①正本1部、副本8部
②電子データを保存したCD-R（提出書類をPDF化したもの）1枚

ウ　提出方法　「公募型プロポーザル事業提案書」と明記した封筒に前号①②を同封し、持参または送付（書留等発送の事実を証することができる方法とし、提出期限必着とする。）により提出すること。

エ　提出期限　令和8年12月9日（水）午後4時
（持参の受付は、土・日曜日及び祝日を除く毎日、午前7時45分から午後4時30分まで）

オ　提出先　「12」を参照

カ　記載方法等　提出書類は、以下のとおり作成すること。

(ｱ) 企画提案書
企画提案書の表紙（様式第6号）
・事業者の基本的事項を記載

(ｲ) 事業者の概要
①事業者の名称、代表者名等について（様式第7-1号）
・事業者の正式名称、代表者名、設立（創設）年月日、沿革、経歴、資本金、従業員等を記載
②学校給食調理等業務の受託実績について（様式第7-2号）
・令和4年4月以降に受託した1日1,000食以上の学校給食施設等を記載

(ｳ) 学校給食に対する基本的な考え方
事業運営の基本方針及び事前準備業務の内容について
・調理業務等の受託に当たり、どのような運営方針で実施するのかなど基本的な考え方を記載
・給食提供開始までの引継ぎ等、事前準備業務の考え方と内容を記載

(ｴ) 調理等作業及び洗浄体制
調理等作業及び洗浄体制、考え方について
・調理等作業実施に当たっての考え方や留意事項を記載
・洗浄作業実施に当たっての考え方や留意事項を記載

(ｵ) 現場管理体制
食数等変更時の対処方法やクレーム対処方法について
・時間外や緊急の食数変更等への対処方法を記載
・異物混入、誤配食等に対するクレームへの対処方法を記載

(ｶ) 衛生管理体制
HACCP（ハサップ）の概念に基づく衛生管理、学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル等の遵守と職員の衛生管理について
・学校給食施設衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づき実施する衛生管理体制等を記載
・職員の衛生管理体制、調理服の管理、職員の衛生管理マニュアルを記載

(ｷ) 危機管理体制
①食中毒等（ノロウイルス等の感染症を含む。）への対応について
・食中毒等発生時の対応方法、代行保証等を記載
・過去5年以内に食中毒等を発生させた事例がある場合は、事故要因を含む経緯と対応を記載
②災害時の対応、協力体制

・災害時の協力体制の考え方、また、災害時の支援実績があれば記載

(ｸ) 調理等の業務実施体制

スタッフの確保や配置計画・組織図について

・人員配置の考え方、採用方針、採用計画、採用基準を記載

・職員配置、組織図を記載（調理師有資格者については明示のこと）

(ｹ) 委託料概算見積

①見積書（様式第 8-1 号）

・見積金額は、5 年間の合計金額を記載

②経費の積算根拠（様式第 8-2 号）、人件費積算内訳（様式第 8-3 号）

・各年度における経費の積算根拠の金額を記載

・人件費積算内訳（年額）を記載

(ｺ) 共同事業体による応募

①共同事業体申請書（様式第 9-1 号）

②共同事業体協定書（任意様式）

・協定書の中には、出資比率・構成団体ごとの担当業務、市からの委託料の分担受領比率、構成団体が債務不履行の場合の対応を必ず明記すること。

・構成団体ごとの所在地、商号（名称）、代表者名、代表者生年月日、当該申請に関する担当者名及び所在地・連絡先、代表者又は構成団体の別を明記し、それぞれ団体の代表者印を押印すること。

③共同事業体連絡先一覧（様式第 9-2 号）

・構成団体ごとの担当者名、所属団体名、所属・職名、連絡先等を明記すること。

④委任状（任意様式）

・岩見沢市長宛ての委任状の提出が必要となるため、共同事業体の代表者を受任者、各構成団体が委任者とする書式を提出すること。なお、委任状には、各団体の所在地、商号（名称）、代表者名、当該申請に関する担当者名及び連絡先を明記し、それぞれ団体の代表者印を押印すること。

委任事項

参加申込書及び企画提案書の提出に関する事項、応募の辞退に関する事項、調理等業務仕様書に関する事項、調理等業務の契約締結に関する事項、委託料の請求及び受領に関すること、その他業務に関する事項

(ｻ) 留意事項

①提出書類は、A4 判縦、左綴じとし、表紙を除き各ページにページ番号を付記すること。

②必要に応じて説明資料の添付も可とするが、必要最小限とすること。なお、この場合のサイズも A4 とし、一連で綴じること。

③企画提案書を受付けた後の追加及び修正は認めない。

④提出された企画提案書が以下に該当するときは無効となる場合がある。

・虚偽の内容が記載されているもの

・企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

8　企画提案書の審査

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び優先交渉権者の選定を行うため、岩見沢市立学校給食共同調理所調理等業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査委員会において、企画提案内容をより深く理解するため、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

ア　実施予定日　　令和8年12月22日（予定）　※日時及び会場等の詳細は、別途通知する。

イ　出席者　　3名以内（パソコン操作者を含む。）
※（様式第 11 号）「企画提案ヒアリング等出席報告書」により報告すること。

ウ　説明時間　　30分以内（終了後、審査委員によるヒアリング審査（質疑応答）の時間を20分程度設ける。）

エ　説明方法　　・提出した企画提案書等に記載した内容に基づくものとし、追加資料の配付や差替は認めない（企画提案書等の部分拡大・抜粋や概要版は可とする）。
・プレゼンテーションに用いるパソコンは、参加者が準備し持参すること。
・市が用意するモニタ・ケーブルを使用することができる。

オ　その他　　・プレゼンテーションは、非公開とする。

(3) 審査の方法

ア　受託事業者は、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）で選定する。

イ　企画提案書の選定審査（書類審査を含む。）

(ｱ) 1参加者ごとにプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

(ｲ) 審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

(ｳ) 審査基準

参加申込書及び企画提案書の記載事項から、「学校給食に対する基本的な考え方」、「衛生管理」、「危機管理」などに対する提案の各項目別に評価する。（委員1人当たりの評価点は、100点満点）

①事業者の概要（10点）
・事業者の経営基盤、業務内容、経営方針など、事業者の経営状態は安定しているか。
・受託実績が豊富であり、円滑に学校給食を提供する十分な能力を有しているか。

②学校給食に対する基本的な考え方（20点）
・学校給食が教育の一環として行われていることに対して深く理解し、重要性を十分認識しているか。
・業務の受託に当たって、どのような運営方針で実施するかなど、運営方針や事前準備の内容が具体的かつ妥当であるか。
・給食提供開始までの事前準備の考え方や内容などが具体的であるか。
・学校給食の改善や試作の協力、新献立の提案などについて積極的にかかわる考えをもっているか。

③調理及び洗浄体制（10点）
・調理等作業に当たって、マニュアルに則った確実かつ効率的な作業手順が示されているか。また、検収から食缶積込みまでの作業が効率良く行える体制となっているか。
・洗浄作業に当たって、丁寧な作業に心がけ、洗浄に不備がないよう十分な点検が行われる体制となっているか。

④現場管理体制（10点）
・時間外や緊急の食数変更等への対処方法などが具体的であるか。
・異物の混入や誤配食等に対する対処方法など具体的であるか。また、クレームに対する

対処方法などが具体的であるか。

⑤衛生管理体制（10 点）

・HACCAP（ハサップ）の概念に基づく衛生管理、学校給食衛生管理基準など、各衛生管理マニュアルが理解されているか。

・職員の衛生管理、健康管理、調理服の管理、衛生管理マニュアルなどが具体的に示され、衛生管理に対する考え方がしっかりしているか。

⑥危機管理体制（10 点）

・食中毒等発生時の対応方法や代行保証などについて、対処方法が具体的に示され、対応の方法が確立されているか。

・過去 5 年以内に食中毒等を発生させた事例がある場合、事故の要因を含む経緯や対応などが具体的に示され、的確に対処されていたか。

・災害時の協力体制の考えをもっているか。

⑦調理等の業務実施体制（20 点）

・人員配置の考え方、採用方針、採用計画、採用基準など体制整備に対する考え方が具体的であるか。

・現行の従事者の雇用確保や円滑な業務移行に向けた地元採用や人員引き継ぎに対する考え方が示されているか。

・具体的な職員配置、組織図などが示され、学校給食を運営するために十分な職員体制となっているか。

・欠員等トラブル発生時の代替要員確保の方策ができているか。

・市や教育委員会の事業等へ積極的に協力できる体制ができているか。

⑧委託料概算見積（10 点）

・見積金額（5 年間の合計）は、適正に見積もられているか。

・各年度における経費の積算根拠が適正な価格のもとで算定されているか。

・適正な労働条件（法令を遵守した賃金水準など）を確保した上で、合理的な経費・人件費が積算されているか。

9　優先交渉権者の選定及び結果の通知・公表

(1) 最高点を得た参加者を優先交渉権者（最優秀提案者）、次に点数の高い者を次点者（優秀提案者）として選定する。ただし、審査委員会による評価点の合計得点率が 6 割以上で、かつ受託事業者として適当であると認められた場合のみ、優先交渉権者とする。参加者が 1 者のみであった場合も、同様とする。

(2) 最高点が同点の場合は、高い評価点を付けた委員が多かった高い者を優先交渉権者とする。なお、同数の場合は委員の協議により決定する。

(3) 選定結果は、企画提案書等を提出した者に対し書面により通知するとともに、当市ホームページにおいて公表する。

ア　結果の通知　　令和 8 年 12 月下旬以降（予定）

イ　公表内容　　参加者数、優先交渉権者及び次点者の名称、その他必要な事項

(4) 評価結果に対する一切の異議申立ては、受け付けない。

10　資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

(1) 参加者が参加資格要件を満たさなくなった場合。

(2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合。
(3) 提出期限、提出場所、提出方法、記載方法等が本要領に適合しない場合。
(4) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合（災害や事故など不測の事態による場合を除く。）。
(5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
(6) その他、企画提案に当たり著しく信義に反する不正行為等があったと認められたとき。

11 その他

(1) 本業務の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2) 本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
(3) 提出された書類は、返却しない。
(4) 企画提案資料の著作権及び知的所有権は参加者に帰属するが、選定作業に必要な範囲で複製を作成する場合がある。また、情報公開請求があった場合は、岩見沢市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づき、提出書類を公開することがある。
(5) 提出書類は、受託事業者を選定するための資料であることから、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。
(6) 提出書類の提出後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。ただし、提出書類の脱漏または不明確な表示等があり、かつ当市が変更を認めたときはこの限りではない。
(7) 本業務の受託事業者は、円滑に業務を遂行するため、当市が発注する学校給食配送等業務の受託者と相互に協力、連携しなければならない。

12 本件に関する問い合わせ先・各種書類等の提出先

〒068-0835　北海道岩見沢市緑が丘5丁目102番地4
岩見沢市立学校給食共同調理所内
岩見沢市教育委員会事務局 教育部学校給食課（担当：金山）
電話　0126-22-4008
FAX　0126-22-6901
メールアドレス　kyusyoku@city.iwamizawa.lg.jp
岩見沢市ホームページ　https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/